

岩手県告示第170号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、次のとおり指定障害者支援施設の指定の辞退があった。

平成24年3月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業所番号	施設の名称	施設の設置の場所	指定の辞退の効力の発生年月日
0310700075	ひばり療護園	久慈市天神堂第32地割8番地	平成24年3月1日
0311100101	大松学園	釜石市甲子町第3地割139番地	〃